

解説

クラウドサービスと著作権法

張 睿暎

自ら作成したデータや著作物をアップロードしておいて自分で利用するプライベート型のクラウドサービスなど一部の形態を除いて、音楽や動画など著作権者の許諾を得て利用するコンテンツ配信型のクラウドサービスは、まだ日本では活発ではないようである。その原因のひとつとして、日本の現行著作権法上の課題が指摘されている。すなわち、コンテンツのクラウドサービスを展開するに当たって、クラウド上のサーバーに音楽等を複製する行為や送信する行為の主体をどのように捉えるかによっては、当該複製や送信が著作権侵害に当たってしまうのではないかとといった指摘がなされており、著作権法と「クラウドサービス」との関係についての検討が求められている。

キーワード：クラウドサービス，著作権法，コンテンツ，複製，公衆送信

1 はじめに

社会のデジタル化・ネットワーク化に伴い、近時「クラウドコンピューティング (cloud computing)」と呼ばれる技術を活用した「クラウドサービス (cloud service)」が注目をあびている。「クラウドサービス」は既に様々な分野で利用されており、データストレージはもちろん、映像や音楽といったコンテンツ分野における配信サービスでも利用されている。インターネットに繋がっているユーザ所有の様々なデバイス (パソコン、タブレット、スマートフォンなど) で、いつでもどこでもデータにアクセスできる Evernote や Dropbox などのサービスや、コンテンツを視聴等できる iCloud や Netflix などのサービスが米国等で提供されている。

一方で、日本においては、自ら作成したデータや著作物をアップロードしておいて自分で利用するプライベート型のクラウドサービスなど一部の形態を除いて、音楽や動画など著作権者の許諾を得て利用することになるコンテンツ配信型のクラウドサービスの活発な展開には至っていない。そしてその原因のひとつとして、日本の現行著作権法上の課題が指摘されている。すなわち、コンテンツのクラウドサービスを展開するに当たって、クラウド上のサーバーに音楽等を複製する行為や送信する行為の主体をどのように捉えるかによっては、当該複製や送信が著作権侵害に当たってしまうのではないかとといった指摘がなされており、著作権法と「クラウドサービス」との関係についての検討が求められている¹。

2 クラウドコンピューティングの定義

まず、クラウドとは何か、その定義をみてみよう。

「クラウドコンピューティング」について技術的な視点から捉えた米国の国立標準技術研究所 (National Institute of Standards and Technology : NIST) の定義によると、「クラウドコンピューティングは、ネットワーク、サーバー、ストレージ、アプリケーション、サービス等の構成可能なコンピュータ資源の共有プールへのユビキタスで高い利便性を有するオンデマンドのネットワークアクセスを可能とするモデル」である。「これらコンピュータ資源は、管理の努力やサービスプロバイダーの仲介作業を最小限にして、迅速に提供・公開されることが可能となるもの」である。NIST による定義では、クラウドモデルは 5 つの基本特性、3 つのサービスモデル、そして 4 つの配置モデルによって構成されるとし、本質的な特徴として、①On-demand self-service, ②Broad network access, ③Resource pooling, ④Rapid elasticity, ⑤Measured Service の 5 点を、サービスモデルとして、①Software as a Service (SaaS), ②Platform as a Service (PaaS), ③Infrastructure as a Service (IaaS) の 3 種類を、配置モデルとして①Private cloud, ②Community cloud, ③Public cloud, ④Hybrid cloud の 4 種類をあげている²。

一方、日本の総務省の検討会報告書では、「①データセンターを利用して何らかの役務を提供する一方式であって、②役務提供者が第三者 (利用者) に対し情報処理機器や情報処理機能を提供するが、③どの施設から提供しているか、どの機器の提供を受けているかについて、利用者は意識する必要のない『役務提供形態』と定義されている³。

また、経済産業省の研究会報告書では、「クラウドコンピューティングの定義については、様々な議論があり画一的な概念が醸成されているわけではない」とした上で、「クラウドコンピューティングとは、『ネットワーク

CHANG Yeyoung

東京都市大学メディア情報学部社会メディア学科准教授

を通じて、情報処理サービスを、必要に応じて提供／利用する』形の情報処理の仕組み（アーキテクチャ）をいう」と定義されている⁴。

3 クラウドサービスに関連する著作権法上の課題⁵

上記のように「クラウドサービス」の仕組みを考えると、クラウドサービスにおける著作物の利用行為のうち、著作権法上まず検討すべきことは、クラウド上のサーバーで行われる「複製行為」である。著作権法上の「複製」とは、「印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により、有形的に複製すること」をいい（2条1項15号）、クラウドでのコンテンツの利用は複製行為を伴うといえる。

また、ユーザが保有する端末等に記録されたコンテンツをクラウド上のサーバーにアップロードする際や、クラウド上のサーバーにあるコンテンツをユーザが保有する様々なデバイス等で利用する際に「送信行為」を伴うため、これらの送信行為についても著作権法上の検討が必要となる。著作権法で規制する送信である「公衆送信」とは、公衆によって直接受信されることを目的として、無線通信または有線電気通信の送信を行うことをいい（2条1項7号の2）、具体的には放送・有線放送（2条1項8号）、自動公衆送信（2条1項9号の4）、送信可能化（2条1項9号の5）をさす⁶。「自動公衆送信」とは、放送または有線放送を除く公衆送信のうち、公衆からの求めに応じて、自動的に行うものをいい、たとえば、MP3の音楽ファイルをサーバーにアップロードしておき、不特定多数にダウンロードさせる行為や動画や音楽のストリーミング配信がこれにあたる。「送信可能化」とは、主としてサーバーにアップロードしたファイルにつき、不特定多数によるダウンロードが可能な状態にすることをいう。送信可能化という概念は、自動公衆送信の前の段階のことをさすと理解していいだろう。つまり、著作物を著作権者の許諾を得ずにアップロードすると、ダウンロードの有無にかかわらずその時点で送信可能化権を侵害したことになり、実際にダウンロードがあった場合は、アップロードした者は自動公衆送信権を侵害したことになる。また、そもそもアップロード時においてサーバーに著作物を複製しているので、複製権も侵害することになる⁷。

3.1 複製行為の主体

著作権法21条は、「著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。」として、著作物の複製権は著作者にあることを明示している。著作者の許諾ない著作物の複製は、著作者の複製権を侵害することになる。ただし、著作権法では30条から50条で著作者の著作権が

制限される事由を規定している。

「クラウドサービス」における著作物の複製の主体をユーザと評価するのか、クラウド事業者と評価するのかによって適用される著作権法上のルールが変わってくるため、クラウド上のサーバーにおける複製行為の主体をどのように評価するのかが問題となる⁸。

(1) 複製行為の主体がユーザと評価される場合

クラウド上のサーバーで行われる複製行為の主体がユーザであると評価される場合、当該複製が、著作権法30条1項柱書に規定する「私的使用のための複製」、すなわち「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること」を目的とするものと認められるかどうか問題となる。もし「私的使用のための複製」であると認められれば、著作権者の許諾のない複製であっても違法とはいえないからである。

ユーザが企業である場合には、一般に「私的使用」を目的とするものとは認められないものと考えられている。企業は基本的に「営利目的」の団体であるからである。

ユーザが個人である場合であっても、i) ユーザがクラウド上のサーバーに複製したコンテンツを当該ユーザ自身のみが利用する場合と、ii) 当該ユーザ以外の者も利用する場合などの利用態様の違いによって判断が異なってくる。i) ユーザがクラウド上のサーバーに複製したコンテンツを当該ユーザ自身のみが利用するプライベートなクラウドの場合は、「私的使用のための複製」と認められるだろう。しかし、ii) 当該ユーザ以外の者も利用する場合には、当該ユーザ以外の者の利用が、「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」の利用に該当するか否かによって判断が変わってくる。

(2) 複製行為の主体がクラウド事業者と評価される場合

クラウド上のサーバーで行われる複製行為の主体がクラウド事業者と評価される場合には、上記①のように「私的使用のための複製」規定は適用されない。商業的な利用を目的とする複製の場合には、著作権者もしくは権利管理団体に著作物の利用許諾を得ることになる。

3.2 送信行為の主体

著作権法23条は、「著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。」として、著作物の公衆送信権等は著作者にあることを明示している。著作者の許諾ない著作物の公衆送信は、著作者の公衆送信権等を侵害する

ことになる。

公衆送信の場合には、その送信の受け手が誰であるかによって適用ルールが変わるため、クラウド上のサーバーに記録されたコンテンツをユーザの端末にダウンロード等する際に行われる送信行為の主体をどのように考えるべきかが問題となる。

(1) 送信行為の主体がユーザであると評価される場合

クラウド上のサーバーに記録されたコンテンツをユーザの端末にダウンロード等する際に行われる送信行為の主体がユーザであると評価される場合には、その送信行為の受け手もユーザ自身であり、ユーザ自身の端末へダウンロードする行為は自動公衆送信や送信可能化には該当せず、著作権者の公衆送信権等を侵害することはない。

(2) 送信行為の主体がクラウド事業者であると評価される場合

クラウド上のサーバーに記録されたコンテンツをユーザの端末にダウンロード等する際に行われる送信行為の主体がクラウド事業者である場合には、ユーザの端末への送信等が自動公衆送信等に該当する可能性が考えられる。

著作権法上は、自動公衆送信や送信可能化の該当性については、当該送信行為が「公衆」によって直接受信されるものであるか否かが問題となり、著作権法上、「公衆」とは「不特定の者又は特定多数の者をいう（2条5項）」ことから、当該送信行為においてクラウド事業者にとってのユーザが「不特定の者」または「特定多数の者」に該当するか否かが論点となる。当該クラウドサービスの利用において、会員登録等をしたユーザのみが利用できるのか、それとも一般に公開されているかなど、サービスの様態によってケースバイケースで判断することになるだろう。

4 むすびにかえて

このように現行著作権法上の複製権と公衆送信権に関連して、著作権法と「クラウドサービス」との関係についての検討が求められている。一概に「クラウドサービス」といっても、その形は様々であり、新たなサービスも続々登場していることから、クラウドサービスと著作権法の関係に関する研究は今後も継続されるべきであろう。

この点、文化審議会著作権分科会報告書（平成 23 年 1 月）においても、「例えば、クラウドコンピューティングの進展等、情報通信技術の発展等に伴う著作物の創作や利用を取り巻く環境の変化については、今後もその動向に留意することが求められる。」、「クラウドコンピューティングの進展等に伴う問題については、関係者の

要望も強いことから、早期に検討する必要があると考える。」とされている⁹。また、知的財産戦略本部の知的財産推進計画 2011（平成 23 年 6 月）では、施策例として「クラウド型サービスの環境整備」が挙げられ、「我が国におけるコンテンツ型クラウドサービスの環境整備を図るため、法的リスクの解消も含め、著作権制度上の課題について整理し、必要な措置を講ずる」とされて¹⁰いて、著作権政策の観点からも重要な論点となっているところである。

注

- (1) 文化庁「クラウドコンピューティングと著作権に関する調査研究報告書」（2012 年 1 月）1 頁 (http://www.bunka.go.jp/chosakuken/pdf/cloud_computing_houkoku.pdf 2013 年 3 月 5 日最終訪問)
- (2) NIST Special Publication 800-145 “The NIST definition of cloud computing” (September 2011) p.2 (<http://csrc.nist.gov/publications/nistpubs/800-145/SP800-145.pdf> Last visited 5 March 2013)
- (3) 総務省「クラウドコンピューティング時代のデータセンター活性化策に関する検討会報告書」（2010 年 5 月）(http://www.soumu.go.jp/main_content/000067988.pdf 2013 年 3 月 5 日最終訪問)
- (4) 経済産業省「クラウドコンピューティングと日本の競争力に関する研究会報告書」（2010 年 8 月）(<http://www.meti.go.jp/press/20100816001/20100816001-3.pdf> 2013 年 3 月 5 日最終訪問)
- (5) 文化庁「クラウドコンピューティングと著作権に関する調査研究報告書」（2012 年 1 月）13-14 頁 (http://www.bunka.go.jp/chosakuken/pdf/cloud_computing_houkoku.pdf 2013 年 3 月 5 日最終訪問)：音楽や写真、動画などをインターネット経由で簡単に共有や発信するクラウドサービスはサービスを提供する事業者と設備と利用者が複数国にまたがって存在することが多く、サービス事業者は複数国の法制度の枠組みを把握しなければならないが、本稿ではとりわけ日本法に絞って紹介する。
- (6) 特定人に対する送信である電話やファクシミリ、電子メールは、公衆に対しての送信ではないため著作権法では規制しない。また、同一構内で行われる有線 LAN および無線 LAN による送信については、原則として公衆送信の対象外であるが、プログラムの著作物については著作権者に与える不利益を鑑み、公衆送信の対象とする（2条1項7号の2）。

- (7) Winny や Share などのファイル共有ソフトでは、同ソフトを使用してダウンロードしたファイルは共有フォルダに置かれ、他人からアクセス可能な状態になる。著作権者の許諾がない場合は送信権侵害を侵害することになり、その後実際にアクセスがあれば、自動公衆送信権を侵害することになる。
- (8) また、直接の行為主体でない間接的な関与者に対する差止請求を認めるべきか等、いわゆる「間接侵害」についても問題となる。
- (9) 「文化審議会著作権分科会報告書」(2011年1月) 61頁 (http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/pdf/shingi_hokokusho_2301_ver02.pdf 2013年3月5日最終訪問)
- (10) 知的財産戦略本部「知的財産推進計画2011」(2011年6月) 25頁 (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku2011.pdf> 2013年3月5日最終訪問)